

概要版

宮古市環境基本計画

令和3年1月
岩手県宮古市

(1) 計画策定の目的・背景

本市は、平成 18 年 3 月に制定した「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 20 年 3 月に宮古市環境基本計画を策定しました。その後、平成 27 年度に計画の改定を行っています。

以降、世界的な背景として、平成 27 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全ての国が共に取り組むべき目標として SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みをすすめることとなりました。平成 28 年 11 月に発効したパリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすることなどの取り組みを進めることとしています。

本市では、市民とともに地球温暖化の抑制に取り組むため、令和 2 年 10 月 9 日に「宮古市気候非常事態宣言」を行いました。併せて、11 月 11 日に 2050 年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

今回、世界的な取り組みや本市を取り巻く状況を踏まえ、本市の環境課題の解決を目指すため、新たな計画を策定します。

(2) 環境の将来像

宮古市総合計画では、市の将来像として「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」が掲げられています。環境の側面から本市を見た場合、「森・川・海」は、貴重な自然環境であると同時に、農林水産業の生産基盤でもあり、生活環境としても健康で安全かつ快適な生活を営む上で欠かすことのできないものです。また、自然環境を守るためには、地球温暖化等の地球的規模で影響を及ぼす問題にも取り組んでいく必要があります。

本計画では、本市の将来像の実現に向けて、目指していく環境の目標像を、以下のように設定します。

宮古市総合計画で掲げている宮古市の将来像

「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち

宮古市環境基本計画で掲げる環境の将来像

恵み豊かな自然の維持と、
循環を基調とした持続可能な社会の形成

(3) 解決すべき課題

本市の環境課題を整理すると、4分野に大別できます。さらに、環境の課題の解決に向けて、その基盤となる取り組みが必要であることから、基盤的課題として2項目を加え、全6項目について課題を整理しました。

環境課題	自然環境の保全	地球温暖化等の影響により動植物の生育・生息環境が変化しており、適正な管理が求められています。
	温室効果ガスの削減	今後も地球温暖化の傾向が続くと、本市においても植生や農業、沿岸漁業での漁獲量への影響が懸念されます。再生可能エネルギーの導入等による「脱炭素化」に取り組む必要があります。
	潤いのある快適な環境づくり	市特有の自然景観を保全するとともに、災害からの復旧・復興事業においては、景観や生活環境に配慮したまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、ごみの適正処理や削減といった取り組みも求められています。
	環境負荷の低減	大気環境、水質、騒音について、すべての地点で環境基準を達成しており、今後も引き続き環境基準を達成していく必要があります。
基盤的課題	環境意識の向上	市民、事業者、滞在者に対象を広げた環境意識の向上のための取り組みが求められています。
	環境施策を推進する体制と人材の確保	有識者、環境活動経験者、教育関係者、NPO法人等との連携、各種審議会や協議会の充実と次世代を担う人材の育成が求められています。

(4) 施策体系と重点施策

解決すべき課題に対する取り組みについて、施策・具体的施策を設定し、計画を推進します。

環境の将来像を達成するため、次のページの施策の体系により、取り組みを進めます。

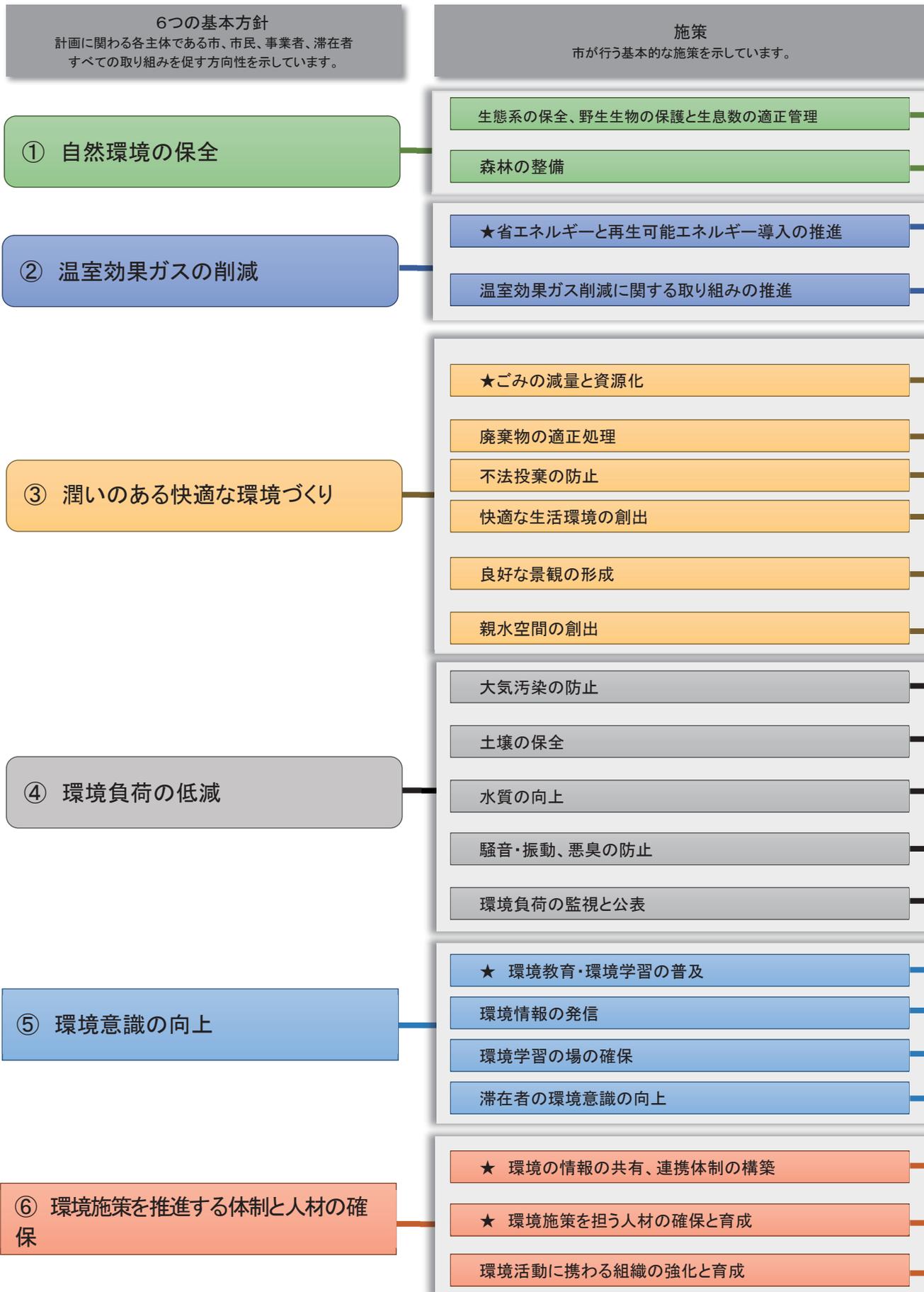
また、重点施策として、①省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進、②ごみの減量と資源化、③環境教育・環境学習の普及、④環境の情報の共有、連携体制の構築、⑤環境施策を担う人材の確保と育成に取り組めます。

特に、世界的に、地球温暖化やマイクロプラスチックを含む海洋ごみの汚染が問題となっており、再生可能エネルギー導入等による温室効果ガスの削減や、ごみの適正処理、4Rの推進によるごみの減量と資源化に取り組めます。環境施策を推進するため、環境教育等による環境意識の向上と、環境活動に携わる組織の連携、環境施策を担う人材の確保と育成を進めます。

4R（ごみ減量につながる4つのR）

- 1 Refuse（リフューズ）発生回避 ゴミになるものを買わない、断ること
- 2 Reduce（リデュース）排出抑制 ごみの量を減らすこと
- 3 Reuse（リユース）再使用 使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと
- 4 Recycle（リサイクル）再生利用 使ったものを資源として再利用すること

将来像「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成」



具体施策

市が行う具体的な施策を示しています。

・生態系の保全
・野生生物の保護と生息数の適正管理のための配慮

・造林・育林の推進
・植林の推進

・省エネルギーに関する取り組みの推進
・再生可能エネルギー導入の推進

・地球温暖化対策に係わる計画策定と実行
・環境にやさしい消費行動の普及促進
・温室効果ガス排出管理の普及促進

・ごみ減量に向けた取り組みの推進
・4Rの取り組みの推進
・意識啓発の推進

・廃棄物の適正処理の推進

・不法投棄の防止に向けた対策の推進

・市内のユニバーサルデザイン化の推進

・花と緑のある街づくりの推進
・景観を生かした街づくりの推進
・環境美化の推進

・親水空間の整備と管理

・排出ガス抑制の取り組みの推進

・農地の土壌環境の保全
・土壌汚染対策の推進

・生活排水の処理施設の普及
・水質汚濁防止対策の推進

・騒音・振動防止対策の推進
・悪臭防止対策の推進

・化学物質等の監視
・PRTRの運用

・環境教育・環境学習の推進

・環境情報の普及促進

・環境学習の場の整備と管理

・エコツーリズム等の推進

・住民等との連携体制の構築
・近隣自治体との連携体制の構築

・環境を担う人材確保
・環境指導者の育成

・環境団体の育成とネットワークの構築

重点施策

本市の環境の課題解決に向けた、特に重要な施策を示しています。

温室効果ガスの削減

①省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進

■省エネルギーの啓発と、化石燃料代替による温室効果ガス削減に大きく貢献する再生可能エネルギーの導入を進めます。

潤いのある快適な環境づくり

②ごみの減量と資源化

■4Rの取り組みを推進し、ルールに従ったごみの排出を行い、プラスチックごみなどの減量と資源化に取り組みます。

環境意識の向上

③環境教育・環境学習の普及

■市内にある環境に関するフィールドを最大限に活用し、自然観察教育林、木の博物館をはじめ、ボランティア清掃など、各地で行う環境教育活動を推進します。

環境施策を推進する体制と人材の確保

④環境の情報の共有、連携体制の構築

■行政、市民、事業者、NPO等が情報共有をし、連携することで体制を強固なものとしします。

⑤環境施策を担う人材の確保と育成

■有識者を活用した研修会、体験学習等を通じて人材を発掘し育成を図ります。

(5) 市民、事業者、滞在者の取り組み指針

市民、事業者、滞在者は以下の項目に取り組みます。

①自然環境の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物及びこれらの生息環境の保全活動に協力します。 ・ペットや外来生物を野生化させません。 ・自然や天然記念物などの価値を積極的に学び理解を深めます。 ・植林活動に参加します。 ・水道水源保全の取り組みに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業事業者は、森林、農地、漁場での動植物との共生に配慮します。 ・開発に当たっては、動植物及びこれらの生息環境に配慮した工法や時期を選択し、適切な保全対策を実施します。 ・植林活動に参加します。 ・水道水源保全の取り組みに協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の価値を理解し、環境に配慮した行動をします。 ・他の地域の生物を持ち込みません。 ・ペットや外来生物を野生化させません。

②温室効果ガスの削減	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での小まめな節電等の省エネ行動を実践します。 ・省エネルギー型製品の購入・利用を進めます。 ・太陽光発電や太陽熱利用設備、ペレットストーブ等再生可能エネルギー設備の導入を進めます。 ・地球温暖化対策地域協議会の取り組みに参加します。 ・環境家計簿などを活用し、家庭内の環境負荷を軽減します。 ・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。 ・自動車の更新時にはエコカーの購入を進めます。 ・フロン類を使用する製品の廃棄に当たっては、フロン類回収業者に依頼します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所での小まめな節電等の省エネ行動を実践します。 ・設備の更新時には省エネルギー型の製品への転換を進めます。 ・太陽光発電、エコカー、ペレットストーブ等の導入を進めます。 ・地球温暖化対策地域協議会の取り組みに参加します。 ・営業車両の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。 ・フロン類を使用する製品の廃棄に当たっては、フロン類回収業者に依頼します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設では省エネ行動を実践します。 ・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。

③潤いのある快適な環境づくり	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物をするときは、不要なレジ袋などを使用せず、マイバッグを使用します。 ・食事や会食の際には、食べ残しをせず、余ったものは持ち帰ります。 ・使い捨て商品は購入を控えます。 ・フリーマーケットへ参加します。 ・家庭内でのごみの分別を徹底するとともに、生ごみのたい肥化、減量化を行います。 ・ごみのポイ捨てをしません。 ・集団回収に参加します。 ・不法投棄を発見したら情報提供を行います。 ・市民参加型の公園管理や清掃活動、緑化活動に参加します。 ・景観形成の活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の過剰包装をしません。 ・リサイクル可能な商品やリサイクル商品を積極的に利用します。 ・ごみの分別を徹底します。 ・環境性を重視して廃棄物処理を行います。 ・不法投棄の監視に協力します。 ・建物の周囲や敷地内の緑化を進めます。 ・市民参加型の公園管理や清掃活動、緑化活動に参加します。 ・景観形成の活動に参加します。

滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在中、ごみの減量化に努めます。 ・使い捨て商品は購入しないようにします。 ・ごみのポイ捨てをしません。 ・行楽で出たごみは持ち帰ります。
-----	---

④環境負荷の低減	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。 ・自動車の更新時にはエコカーの購入を進めます。 ・バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。 ・家庭菜園や庭での除草剤等の使用にあたっては、適正な使用量、方法を守ります。 ・積極的に環境配慮型の生活用品を使用し、水を大切にします。 ・下水道接続や浄化槽の設置を行います。 ・井戸を保有している家庭は、井戸水のモニタリング調査に協力します。 ・自動車の走行時は、急発進や空ぶかしを控え、騒音を低減します。 ・騒音を出さないようにします。 ・家の周りの排水路や側溝の清掃を行い、悪臭の発生を防止します。 ・リスクコミュニケーションへ参加します。 ・家庭で使用する化学物質製品は取り扱いに注意します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場から排出される大気汚染物質の適正処理を行います。 ・営業車両の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。 ・農業従事者は低農薬農業を実践します。 ・土壌汚染が懸念される事業者は、土壌モニタリングを実施します。 ・水の適正な処理を行います。 ・多頻度小口輸送を抑制し、交通量の増加による騒音、振動を低減します。 ・低騒音型、低振動型の機械を選定し、機械設備の稼働により発生する騒音、振動を低減します。 ・化学物質は外部に漏れないように注意して使用します。 ・各種法令や規制基準を順守します。 ・工場・事業所からの化学物質の排出量を極力削減し、代替物質へ転換します。 ・自主測定を実施し、自社が与える環境負荷を把握します。 ・リスクコミュニケーションを行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。 ・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。 ・行楽地や宿泊施設では、川や海を汚さない水利用を心がけます。 ・自動車の走行時は、急発進や空ぶかしを控え、騒音を低減します。 ・騒音を出さないようにします。 ・危険性の高い化学物質は持ち込みません。

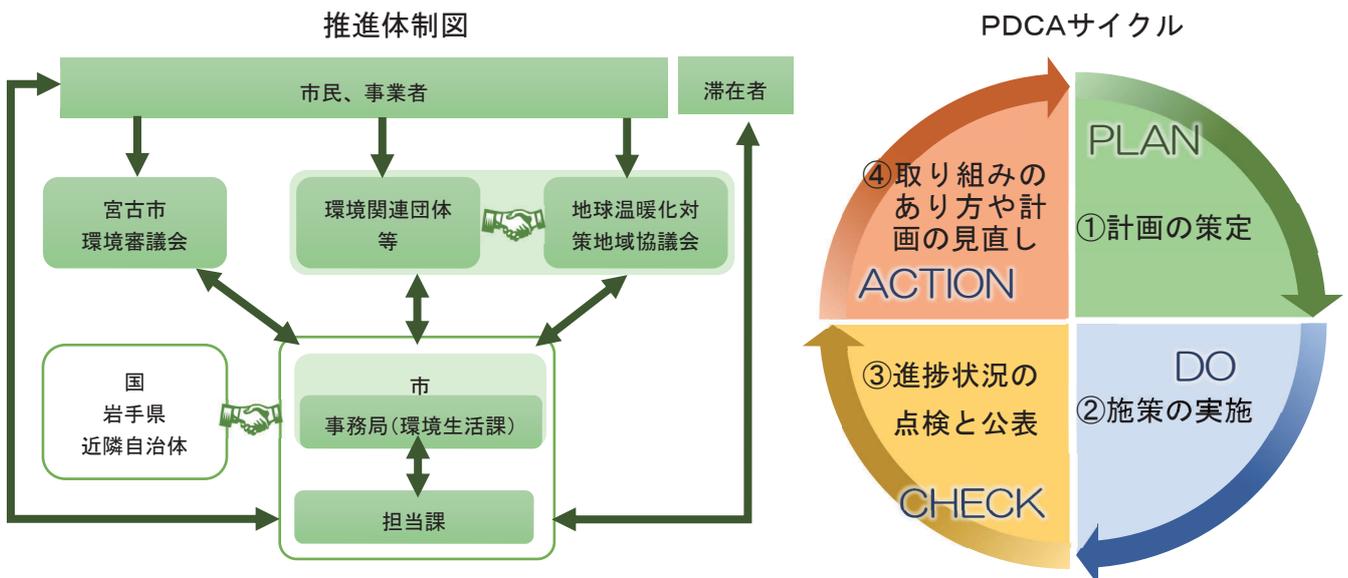
⑤環境意識の向上	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関するフォーラム等に参加します。 ・自然観察会などの環境に関するイベントに積極的に参加します。 ・地域の活動やボランティア活動等に参加します。 ・環境イベントや出前講座等で学んだことを身近なところから実践していきます。 ・インターネット等を活用して、環境情報を収集します。 ・家族で環境について話し合います。 ・広報紙、ホームページを積極的に閲覧します。 ・自然との触れ合いの場をきれいに利用します。 ・市民活動団体等と連携して環境イベントの企画・開催に参加します。 ・環境保全活動に係わる人材の育成講座などに参加します。 ・来訪者とともにエコツーリズム等に参加し、地域の自然環境の理解を深めます。 ・エコツーリズム等の活動に対して、地域情報の提供や企画への参加など、市民参加型のツーリズム形成に協力します。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動やボランティア活動等に参加します。 ・地球規模の環境問題に関するフォーラム等に参加します。 ・自社の環境配慮の取り組みなどの情報発信を行います。 ・広報紙、ホームページを積極的に閲覧します。 ・従業員の環境教育に努め、地域の環境への理解を深めます。 ・事業所内や地域での環境保全活動に係わる人材を育成するため、従業員の環境研修を実施します。 ・稚魚の放流等の自然との触れ合いのイベントに協賛します。 ・環境に関するイベントへの参加や、イベントの企画・開催を行います。 ・自然とのふれ合いの場の整備に協力します。 ・自社で保有している環境情報や、実践している環境活動について積極的に情報提供し、身近な環境学習の場の創出に協力します。 ・農業や漁業体験学習の場を提供します。 ・観光産業の担い手として、エコツーリズム等の活動に積極的に協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会などの環境に関するイベントに積極的に参加します。 ・ボランティア活動等に参加します。 ・観光情報とともに環境情報も収集します。 ・自然との触れ合いの場をきれいに利用します。 ・エコツーリズムに参加します。

⑥環境施策を推進する体制と人材の確保	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者の講演会、セミナー等に積極的に参加します。 ・環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進委員を活用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者の講演会、セミナー等に積極的に参加します。 ・環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進委員を活用します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムに積極的に参加します。

(6) 推進体制と進行管理

以下の体制で計画の進行状況を管理していきます。計画の進行管理に際しては、PDCA サイクルの手法にのっとり継続的な進行管理を進めます。



『宮古市環境基本計画』

令和3年1月 策定
令和3年3月 発行

編集 宮古市市民生活部環境生活課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
TEL 0193-62-2111 (代表)
FAX 0193-63-9110 (代表)
E-mail kankyo@city.miyako.iwate.jp